

日常生活用具（イヤーマフ）の支給申請の手順

※購入後の償還払いはできません。購入前のお手続きをお願いします。

① 購入する業者を決め、見積書の作成を依頼する。

- 業者の指定はありませんが、市役所とのお取引をしていただける業者に限ります。
（お客様に商品を受け渡した後、直接市役所から業者に代金を振り込む「後払い」となることを業者に伝え、取引が可能かご確認ください。）
- 見積書の宛名は、「八戸市長」となるよう業者に依頼してください。
- 商品のカタログ（コピー可）の提出が必要です。業者に準備を依頼してください。

② 市役所障がい福祉課の窓口で給付申請をする。

- 手続きに必要なもの ・ 愛護手帳または精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方）
- ・ 見積書
 - ・ 商品のカタログ

※代理の方が申請する場合には、その方の身分証明書等をお持ちください

③ 決定通知書を自宅に送付

申請から約 10 日で通知をお送りします。

業者に連絡し、商品受け渡しについてご確認ください。（市役所から業者に対しても給付決定の連絡をしています）



④ 業者から商品を受け取り、自己負担分を支払う。

商品を受け取った確認に、はんこ（シャチハタ不可）を使いますので、お持ちください。